

# 「建設リサイクル推進計画2020」 取り組むべき施策の実施状況

---

# 主要課題と取り組むべき施策

## 主要課題（１） 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

### ①再生資材の利用促進

- 再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討
- グリーン調達による再生資材の利用促進
- 再生資材の品質基準及び保証方法の確立

### ②優良な再資源化施設への搬出

- 再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進
- 再資源化施設への搬出徹底

### ③建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

- 建設混合廃棄物の現場分別の徹底
- 廃石膏ボードの再生利用の促進
- 廃プラスチックの分別・リサイクルの促進

### ④建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進

- 建設発生土の需給動向の把握
- 官民有効利用マッチングシステムの利用
- 建設発生土の適切な取扱いへの対応

## 主要課題（２） 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

### ①再生資材の利用促進【再掲】

### ③建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

### ⑤社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

- 建設リサイクルガイドラインの改定
- リサイクル原則化ルールの改定

- 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進
- 住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進
- 官庁施設の長寿命化に向けた取り組み

### ⑥再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

- 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

### ⑦激甚化する災害への対応

- 災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進

## 主要課題（３） 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

### ⑧建設副産物のモニタリングの強化

- 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携
- 建設副産物に係る情報交換システムの改善
- 電子マニフェストの普及

### ⑨建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

- 建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

### ⑩広報の強化

- 建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み
- 建設発生土の有効利用に関する取り組み
- 解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み
- 関係者と連携した取り組み

### ⑪新技術活用促進

- 建設発生木材のカスケード利用の促進
- N E T I S の活用
- 試験研究に対する取り組み

# ①再生資材の利用促進

## ○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討

建設廃棄物の約95%は再生資材となっており、「廃棄物の再生」という観点では十分なレベルに到達している。一方で、リサイクルの質の向上においては、現時点では十分に把握できていない再生資材の利用状況等を適切に把握していくことが重要であり、その利用状況を表す新たな指標(再生資材利用率など)について導入検討を行う。

## 取組状況

### ■建設副産物実態調査による再生資材の利用状況の把握

○ 令和6年度に実施する建設副産物実態調査(施設調査)において、再生材の出荷量とストック量を把握するための項目を追加し、再生資材の利用状況等を把握することとしている。

【調査対象期間】令和6年度

【調査票提出期限】令和7年6月末

【調査結果公表予定時期】令和7年秋以降

| 調査種類          |        | 調査対象                                                                                                                            |
|---------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用量・<br>搬出先調査 | 公共工事   | 請負金額100万円以上の工事                                                                                                                  |
|               | 民間公益工事 | 請負金額100万円以上の工事                                                                                                                  |
|               | 民間工事   | ① 調査対象年度に完成した「資源有効利用促進法」に定めた一定規模以上の工事<br>② 調査対象年9月に完成した請負金額100万円以上の工事                                                           |
| 施設調査          |        | ① 建設発生土利用促進施設<br>(ストックヤード、土質改良プラント、受入地)<br>② 建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場<br>(建設混合廃棄物、がれき類、木くず、廃塩ビ管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、建設汚泥、安定型・管理型最終処分場) |

実態を踏まえ、新たな指標・目標値を検討

# ①再生資材の利用促進

## ○グリーン調達による再生資材の利用促進

他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。

## 取組状況

- グリーン調達にあたっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を定め、これに基づき、公共工事における資材、建設機械、工法、目的物等のグリーン調達を積極的に推進しているところ。
- 毎年、調達実績を確認し、特定調達品の使用割合も概ね100%となっており、今後も引き続き建設工事での有効利用を促進する。

### ■グリーン購入法に基づく公表（調達方針・調達実績）



国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ

グリーン購入法に基づく公表

ホーム > グリーン購入法に基づく公表

グリーン購入法に基づく公表

平成16年度 調達方針 調達実績

平成17年度 調達方針 調達実績

平成18年度 調達方針 調達実績

平成19年度 調達方針 調達実績

平成20年度 調達方針 調達実績

平成21年度 調達方針 調達実績

令和5年度 調達実績

令和5年度特定調達品目(公共工事)調達実績概要

| 品目名 | 品目分類             | 品目名                               | 単位 | 数量        |       |           | 数量割合(%) | 備考 |
|-----|------------------|-----------------------------------|----|-----------|-------|-----------|---------|----|
|     |                  |                                   |    | 特定調達品等    | 類似品等  | 合計        |         |    |
| 1   |                  | 建設汚泥から再生した処理土                     | m3 | 177,146   |       |           |         |    |
| 2   |                  | 土工用生砕スラグ                          | m3 | 2,103     |       |           |         |    |
| 3   | 盛土材等             | 鋼スラグを用いたケーソン中詰め材                  | m3 | 22,024    | 0     | 201,233   | 100     |    |
| 4   |                  | フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材            | m3 | 0         |       |           |         |    |
| 5   | 地盤改良材            | 地盤改良用製鋼スラグ                        | m3 | 113,943   | 0     | 113,943   | 100     |    |
| 6   |                  | 再生加熱アスファルト混合物                     | t  | 1,098,007 |       |           |         |    |
| 7   | アスファルト混合物        | 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物                  | t  | 815       | 7,937 | 1,117,677 | 99      |    |
| 8   |                  | 中温化アスファルト混合物                      | t  | 10,898    |       |           |         |    |
| 9   |                  | 高炉スラグ骨材                           | m3 | 6,531     |       |           |         |    |
| 10  | コンクリート用スラグ骨材     | フェロニッケルスラグ骨材                      | m3 | 165       | 277   | 7,047     | 96      |    |
| 11  |                  | 鋼スラグ骨材                            | m3 | 1         |       |           |         |    |
| 12  |                  | 電気炉酸化スラグ骨材                        | m3 | 73        |       |           |         |    |
| 13  | 路盤材              | 鉄鋼スラグ混入路盤材                        | m3 | 17,542    | 5,387 | 1,470,440 | 100     |    |
| 14  |                  | 再生骨材等                             | m3 | 1,447,511 |       |           |         |    |
| 15  | 小粒丸太材            | 間伐材                               | m3 | 9,363     |       |           |         |    |
| 16  |                  | 高炉セメント                            | t  | 358,644   | 2,049 | 380,111   | 99      |    |
| 17  | 混合セメント           | フライアッシュセメント                       | t  | 19,428    |       |           |         |    |
| 18  |                  | 生コンクリート(高炉)                       | m3 | 1,549,095 | 5,819 | 1,568,022 | 100     |    |
| 19  |                  | 生コンクリート(フライアッシュ)                  | m3 | 13,158    |       |           |         |    |
| 20  | セメント             | エコセメント                            | t  | 5         |       |           |         |    |
| 21  | コンクリート及びコンクリート製品 | 透水性コンクリート                         | m3 | 164       |       |           |         |    |
| 22  |                  | 透水性コンクリート2次製品                     | t  | 2,264     |       |           |         |    |
| 23  | 鉄鋼スラグ水和固結体       | 鉄鋼スラグブロック                         | kg | 129,102   | 0     | 129,102   | 100     |    |
| 24  | 吹付けコンクリート        | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート              | m3 | 13,693    | 85    | 13,778    | 99      |    |
| 25  |                  | 下層用塗料(重防食)                        | kg | 214,177   | 28    | 214,205   | 100     |    |
| 26  | 塗料               | 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料               | m2 | 1,209,844 | 1,000 | 1,210,844 | 100     |    |
| 27  |                  | 高反射反射率塗料                          | m2 | 506       | 0     | 506       | 100     |    |
| 28  | 防水               | 高反射反射率防水                          | m2 | 4,382     | 0     | 4,382     | 100     |    |
| 29  |                  | 再生材料を用いた舗装用ブロック(積造)               | m2 | 365       |       |           |         |    |
| 30  | 舗装材              | 再生材料を用いた舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート製品) | m2 | 1,098     | 2     | 1,445     | 100     |    |

出典: [https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05\\_hy\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000002.html)

# ①再生資材の利用促進

## ○再生資材の品質基準及び保証方法の確立

資材利用にかかわる関係者に対して、民間企業も含めた受発注者の再生資材利用が容易になるよう、再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

## 取組状況

- 再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」により環境省から通知(令和2年7月20日付け)。
- これを踏まえ、通知に示された独立・中立的な第三者の一つとして、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る認証を令和3年8月20日に開始した。

### ■環境省通知文(抜粋)

建設汚泥処理物等が法第2条に規定する廃棄物に該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるが、各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる場合にあっては、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当である。

### ■「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務」の概要(抜粋)

#### 1. 業務の要旨

建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造されたものについて、「各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる」か否かの審査をし、その確認ができた場合に、その旨の認証を行う。

#### 2. 対象品

以下の再生品を対象とする。ただし、当分の間は、公共事業に用いられるものに限る。

- ① 建設汚泥再生品
- ② 廃コンクリート再生砕石
- ③ 上記2品を原材料として製造される「ハイブリッドソイル」

### ■認証及び申請受理の実績(令和6年6月30日時点)

【認証】6件 【申請受理】4件

### ■認証事例(九州地方整備局)

#### 直轄工事で初 有価物該当認証を活用した建設汚泥の再生利用

鹿児島東西道路は、鹿児島市街地部に位置する延長3.4kmの自動車専用道路であり、現在、延長2.3kmのシールドトンネルを施工中である。シールドトンネル工事では大量の建設汚泥が発生し、他地整等でのシールドトンネル工事でもその建設汚泥の処理が懸案となっている。

鹿児島東西道路では、直轄工事で初となる有価物該当認証を取得し、鹿児島県の港湾埋立事業の埋立材として有効利用を行っている。



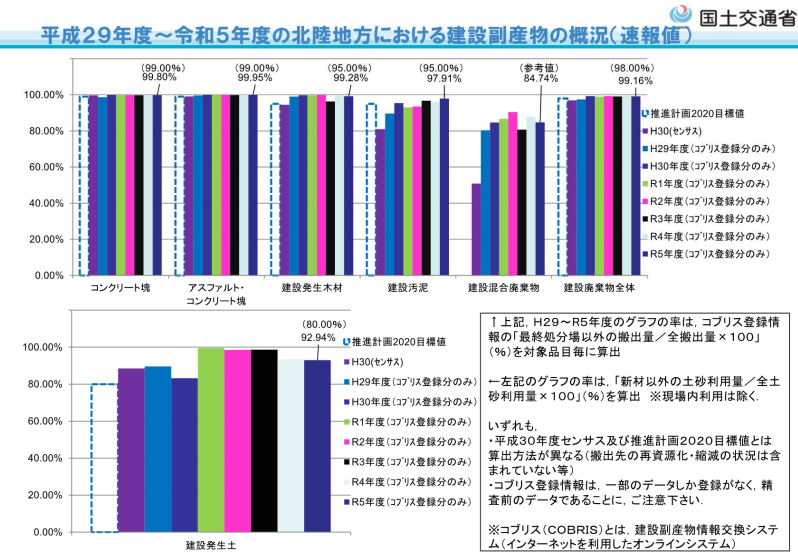
○再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進

建設廃棄物の再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、関係者間で情報共有することによって、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率等が高いなど優良と考えられる再資源化施設への搬出を推進する。

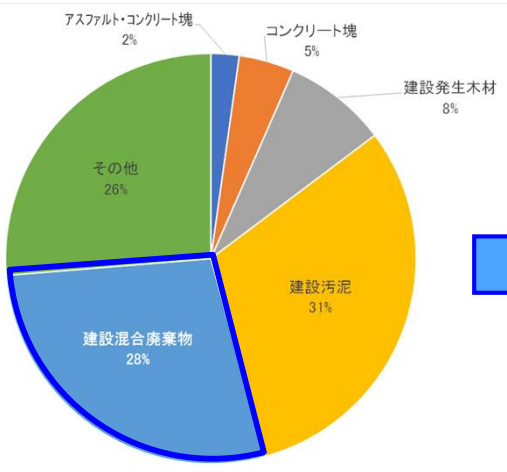
取組事例

| 地域 | 取組概要                                                                          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 北陸 | 再資源化・縮減率等については、各構成員から提供された実績を地整で整理し、毎年、協議会で各構成機関に周知し、情報共有を図っている。              |
| 四国 | 再資源化施設を対象に建設汚泥と建設混合廃棄物の再資源化の現状について、アンケート調査を行い、施設の再資源化率等を取りまとめて、協議会にて情報共有を行った。 |

■情報共有の事例(北陸)



■情報共有の事例(四国)



各品目の最終処分量割合 (%)  
(平成30年度建設副産物実態調査)

<建設混合廃棄物の組成について>

| 組成品目                   | 回答数(割合)  |
|------------------------|----------|
| ①廃プラスチック類              | 13 (68%) |
| ②金属くず                  | 12 (63%) |
| ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 9 (47%)  |
| ④木くず                   | 6 (32%)  |
| ⑤繊維                    | 6 (32%)  |
| ⑥紙くず                   | 4 (21%)  |
| ⑦土砂                    | 1 (5%)   |
| ⑧がれき類                  | 1 (5%)   |
| ⑨汚泥                    | 1 (5%)   |
| ⑩その他(断熱材・外面被覆材)        | 1 (5%)   |

<建設混合廃棄物の発生要因について>

| 発生要因                         | 回答数(割合)  |
|------------------------------|----------|
| ①複合材などが含まれており現場分別が困難だった      | 15 (79%) |
| ②敷地面積が狭く、分別スペースが確保できなかった     | 3 (16%)  |
| ③その他                         | 3 (16%)  |
| ④工期に余裕がなく、分別する余裕がなかった        | 2 (11%)  |
| ⑤少量のため分別しなかった                | 2 (11%)  |
| ⑥処理料金が混合状態と差がなかった            | 1 (5%)   |
| ⑦情報不足のため、どの程度分別さればよいかわからなかった | 1 (5%)   |

アンケート調査結果 (令和4年度調査)

## ②優良な再資源化施設への搬出

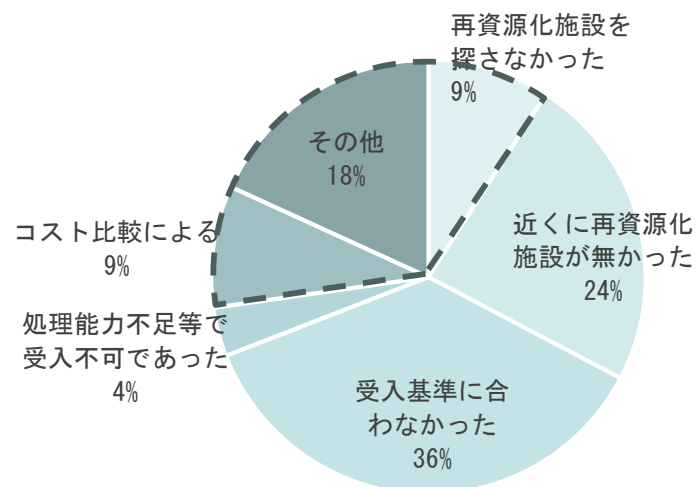
### ○再資源化施設への搬出徹底

建設混合廃棄物、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分についての実態調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、民間企業も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請する。

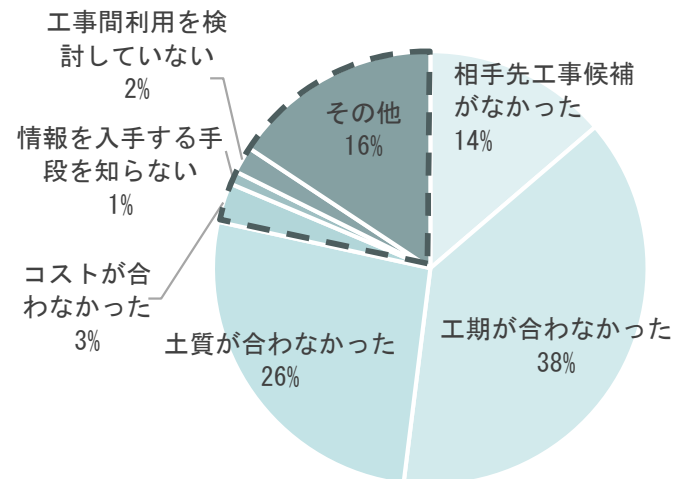
### 取組状況

○ 令和2年度建設副産物モニタリング調査の結果より、再資源化・縮減率などが低迷している品目（建設汚泥、建設発生土）について、「リサイクル阻害要因調査」を実施。

#### ■調査結果



<建設汚泥>



<建設発生土>

結果の周知・再資源化施設への搬出徹底を要請

# ③建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

## ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底

建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物について、調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、民間企業も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別の徹底を要請する。

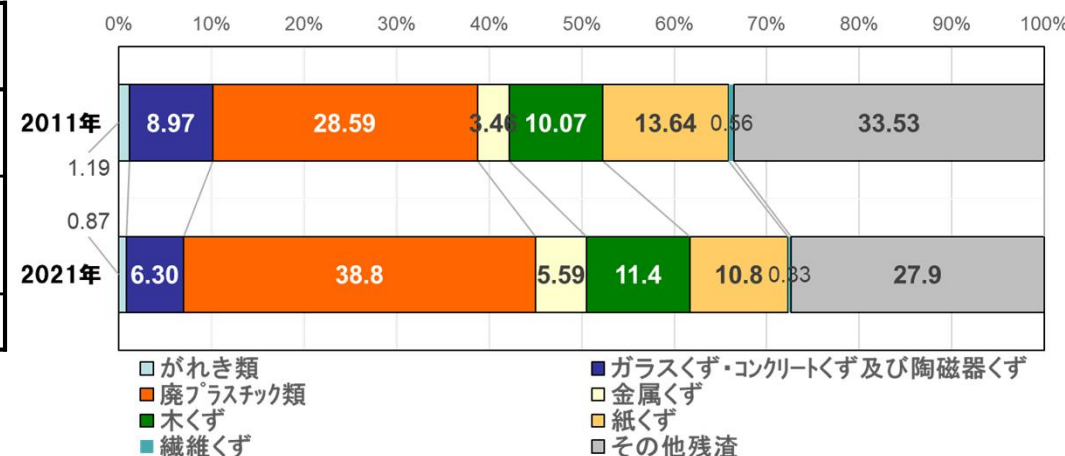
## 取組状況

○ 建設混合廃棄物の実態を把握するため、新築工事(ビル)を対象に、組成分析調査を実施。

### ■調査概要

|           | 今回調査（2021年（R3））                               | <参考><br>前回調査（2011年（H23））                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象工事区分・工程 | 新築工事（ビル）<br>（基礎・躯体・仕上げ）                       | 新築工事（ビル、木造）<br>解体工事（木造）                                                                |
| 対象廃棄物量    | 157m <sup>3</sup><br>（基礎10%、躯体20%、<br>仕上げ70%） | 新築工事（ビル） 106m <sup>3</sup><br>新築工事（木造） 100m <sup>3</sup><br>解体工事（木造） 102m <sup>3</sup> |
| 対象選別施設    | 3 か所                                          | 1 か所                                                                                   |

### ■調査結果《新築工事(ビル)建設混合廃棄物組成割合(容量)》



分別可能な混入物の現場分別の徹底

### ③建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

#### ○廃石膏ボードの再生利用の促進

廃石膏ボードの再資源化を促進するため、廃石膏ボード現場分別解体マニュアル等に基づいて、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生施設の利用促進を図るとともに、関係団体等と連携しながら、再生石膏粉の有効利用に向けて、排煙脱硫石膏の発生量も含めて情報収集を適切に行い、廃石膏ボードリサイクルの取り組みについて実施状況等を把握し情報共有を図る。

#### 取組状況

##### ○ 関係団体等からの情報収集

- ・現場分別解体の実施状況
- ・廃石膏ボードの再利用状況
- ・石膏原料使用量（排煙脱硫石膏等）
- ・特定建設資材への指定における課題等

##### ○ 再資源化施設に対するヒアリング

- ・廃石膏ボードの受入条件の把握
- ・再利用先の把握
- ・地域的なリサイクル状況の把握
- ・リサイクルにおける課題の把握

#### 【今後の取組】

- 今後の排出量の増加を踏まえると、再利用先の確保が課題となることより、石膏ボード原料やセメント系原料、建設汚泥等の改良・安定処理を行う固化材・改質剤等への更なる利用促進を図ることが必要。
- 持続可能なリサイクルに向け、再利用の状況等を把握し、再利用の推進方策、建設リサイクル法の特定建設資材の指定に向けての検討を行う。

# ③建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

## ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進

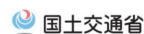
建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進するため、廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施するとともに、意見交換・処理施設視察等により、産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

## 取組状況

- 「廃プラスチックの分別、再資源化」について、関係団体からのヒアリングを実施。
- 建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進するため、廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施し、各地方建設副産物対策連絡協議会等において周知。

### ■建設リサイクル推進施策検討小委員会（R6.7.2）資料3

#### 関係団体からのヒアリング



##### <当面の主な検討事項>

##### カーボンニュートラル

- ①建設リサイクルにおけるCO2排出削減

##### 循環経済（サーキュラーエコノミー）

- ②水平リサイクルの推進
- ③建設汚泥の現場内利用の促進
- ④建設発生土の工事間利用調整の促進
- ⑤廃プラスチックの分別、再資源化
- ⑥再生資材の需給バランス、需要拡大策

##### 社会的要請への対応

- ⑦災害廃棄物の再生利用

##### 生産性向上等

- ⑧DXの推進（建設発生土のトレーサビリティの強化）

本日、関係団体からヒアリングを実施

### ■地方協議会の取組事例

#### ➤廃プラスチックのデータ等の収集・分析

##### 1. 廃プラスチックの現場分別実態の把握

##### (2) アンケート調査の結果

##### ② 細分別実施有無の理由

##### 1) 細分別実施した6件の理由

##### 【回答のあった細分別区分】

- 塩ビ系：塩ビ管、塩ビ管継手、塩ビクロス
- 非塩ビ系：ビニールシート、土のう袋、発泡スチロール養生テープ、使用済ガラ袋

##### 2) 細分別実施しなかった53件の理由（内10件が塩化ビニル）

- 搬出先との契約段階で廃プラ類以上の細分別が求められていない。



##### 4. 現場分別マニュアルの改訂のポイントについて

現場分別の優良事例や新たな現場分別に係る啓発ツールをマニュアル内に追記する。

- 小規模かつきめ細かな細分別においては、作業環境を良くするために空調施設を装備したプレハブ建屋内で行う事例を紹介。
- 一般社団法人日本建設業連合会が新たに“廃プラスチック分別のヒント”を公表したことを受け、改訂版にて紹介。
- 現場分別を実施する上での留意・チェック事項としてプラスチック容器の弁当ガラ等作業員の飲食等に伴うプラスチック系のゴミ類は一般廃棄物なので産業廃棄物である建設廃棄物の廃プラスチック類とは分けて処分することを追記。
- 廃プラスチック類の細分別は、まず先に収集・運搬業者との契約に盛り込まないと搬出先の中間処理施設における受入区分に反映されず廃プラ類（若しくは混廃）として一括契約となる場合が想定される。従って、マニュアルの文中表現を“中間処理業者”に限定せず、“収集運搬・中間処理業者”と表記し、読み手に認識を徹底する。



「現場分別マニュアル」改訂（中部、九州）

## ④建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進

### ○建設発生土の需給動向の把握

中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、事業発注前より工事間利用等の調整を行う。また、一般的に、土砂は存置されている土地の所有者及び使用者が管理すべきものであるが、建設発生土の有効利用を図るため、公共工事の発注者の責務として、建設発生土に係る情報交換システムを活用し、建設発生土の搬出、搬入についてシステムへのデータ登録及び情報管理の徹底を行う。

### 取組状況

- 各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査（公共工事土量調査）を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用を図っている。
- 建設発生土情報交換システムを活用するとともに、各地方建設副産物対策連絡協議会等において、システムの周知、参画を呼びかけている。

### ■建設発生土情報交換システム

建設発生土情報交換システムは、国、地方公共団体等の工事発注者が建設発生土を有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進することを目的とした、インターネットを利用したシステム。

#### 【利用対象者】

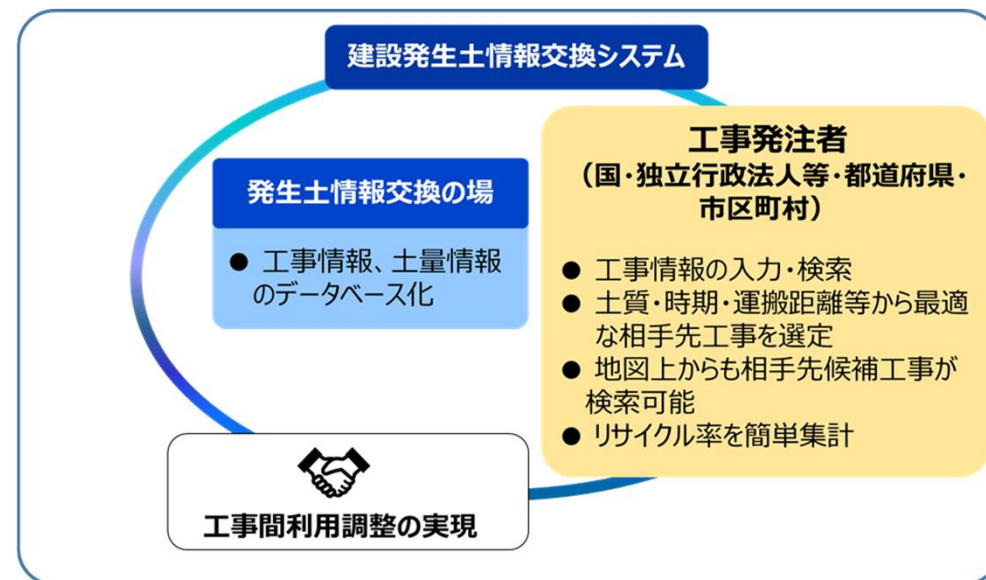
- 工事発注者

#### 【システムの特徴】

- 発生土データをリアルタイムで掲載でき、情報の鮮度が高い
- 地図検索により発生土動向のニーズがひと目でわかる
- 公共工事土量調査でのデータ利用が容易になる

#### 【取り扱う情報】

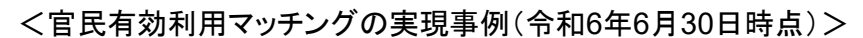
- 工事発注者、工事概要、搬出・搬入土砂の土量、土質、発生時期等



## ○官民有効利用マッチングシステムの利用

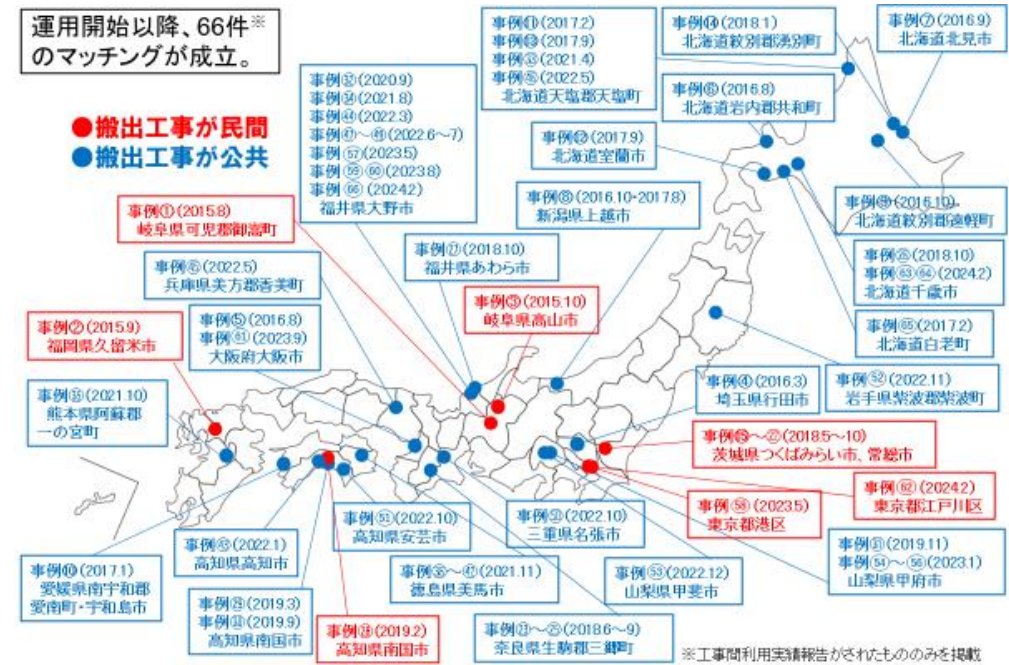
## 取組状況

- ## ■建設発生土の官民有効利用マッチングシステム



運用開始以降、66件※  
のマッチングが成立。

- 搬出工事が民間
- 搬出工事が公共



※工事間利用実績報告がされたもののみを掲載

【利用対象者】

- 公共工事発注者・受注者
- 民間工事発注者・受注者

# ④建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進

## ○建設発生土の不適切な取扱いへの対応

建設発生土の内陸受入地での不適切な処理を抑止するため、その処理等に関する情報の把握・共有を図る。また、行き先が不明確な土等の発生自体を抑制するため、工事発注に際して、具体の搬出先を発注者が指定する指定処分の拡大に努める。さらに、建設発生土受入地の登録制度等の試行に努める。

## 取組状況

- 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等を進め、また、元請業者に対する取組を強化し、建設発生土の搬出先の明確化等を実施。

### 指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

### 【指定利用等の取組状況】

国 : 99%  
都道府県 : 88% 政令市 : 77%  
市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

### 建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

#### 【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m<sup>3</sup> → 500m<sup>3</sup>)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化  
【省令改正: R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化  
【省令改正: R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化  
【省令改正: R5.5.26施行】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化  
【告示: R5.5.26施行】

#### 【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化  
【省令改正・告示: R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

### 【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社  
工事所在地 : ●●市●●町●●  
建設発生土 : ●●●● m<sup>3</sup>  
搬出先 : ●●工事 ●●●● m<sup>3</sup>  
●●処分場 ●●●● m<sup>3</sup>  
コンクリート : .....  
アスファルト・コンクリート : .....  
木材 : .....

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・登録ストックヤード

### 盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

# ⑤社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

## ○建設リサイクルガイドラインの改定

個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において建設副産物の発生抑制に資する対策を具体的に検討出来るよう、建設リサイクルガイドラインの改定を検討する。

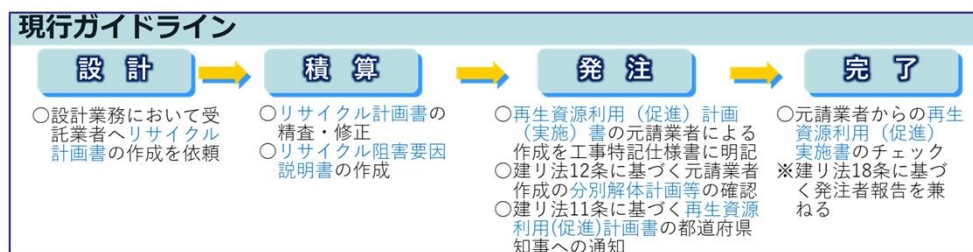
## ○リサイクル原則化ルール of 改定

中長期的に排出抑制、再資源化に資するため、現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討する。

## 取組状況

○ 社会情勢の変化や小委員会での議論等を踏まえ、改定の方方向性や内容について検討

### ■建設リサイクルガイドライン



### ■リサイクル原則化ルール



# ⑤社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

## ○社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進

各社会資本の長寿命化を図ることが結果として、建設副産物の発生抑制にも通じることから、「予防保全」への取り組みを進めるとともに、新技術の開発・導入等を促進することにより、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。

## 取組状況

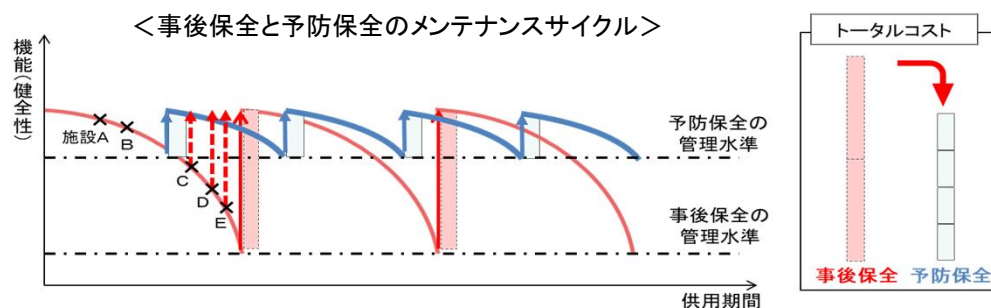
### ○インフラの長寿命化に向けたメンテナンスサイクルの構築に努める。

○高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等のインフラの老朽化は加速度的に進行しており、老朽化対策は喫緊の課題。

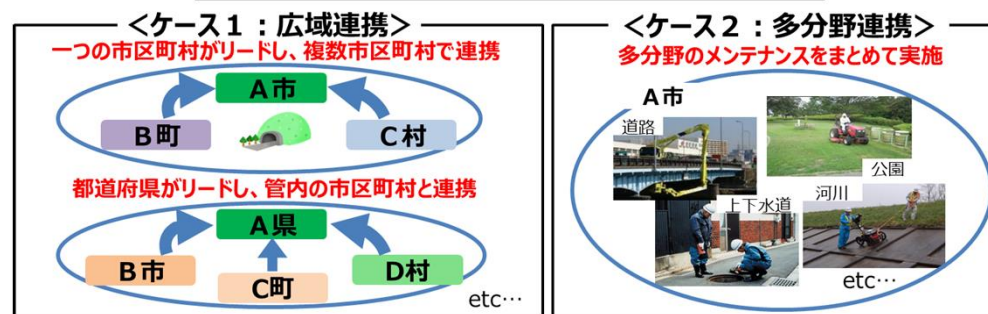
○「予防保全型」のインフラメンテナンスへの本格転換を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

○計画的・集中的な修繕等の実施、新技術・官民連携手法の普及促進、集約・再編等によるインフラストックの適正化等の取組を推進。

○効率的・効果的な維持管理に向け、個別施設のメンテナンスのみならず、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」を推進。



### 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)



## ⑤社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

### ○住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進

引き続き住宅の長寿命化を推進し、長期優良住宅の普及を図る。また、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報（設計情報、材料、資材製造者名等）の整備を引き続き促進し、効率的な維持管理等に資する。

### 取組状況

- 法改正により、共同住宅について住棟認定の導入、建築行為なし認定（既存住宅の認定）の創設、住宅性能表示制度との一体申請及び災害配慮基準の創設等を実施。併せて、告示改正により共同住宅の認定基準の合理化等を実施。
- インターネットやパンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援を実施。
- 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会において、正会員39機関（令和6年3月末現在）が、住宅履歴情報の蓄積・活用の指針（共通ルール）に基づき、住宅履歴情報の蓄積を進めている。

### 【今後の取組方針】

- 共同住宅における住棟申請等制度の普及に向けた取組を行うとともに、中小事業者の認定取得を促進するための環境整備を図る。
- 住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。
- 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会において、2027年までを計画期間とする中期事業計画を策定し、住宅履歴情報のさらなる有効活用等について検討していくこととしており、国土交通省として必要な支援を行っていく。

# ⑤社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

## ○官庁施設の長寿命化に向けた取り組み

官庁営繕事業において長寿命化改修を推進するなど、既存官庁施設の有効活用を図る。また、官庁施設情報管理システムの活用等による官庁施設の適正な保全を推進する。

## 取組状況

- 令和2年度から5年度にかけて20件の長寿命化改修を実施し、既存官庁施設の有効利用を図った。
- 官庁施設情報管理システムの活用等により適正な保全を推進し、令和5年度調査の庁舎等における保全の状況が良好である施設は99.2%を占めた。

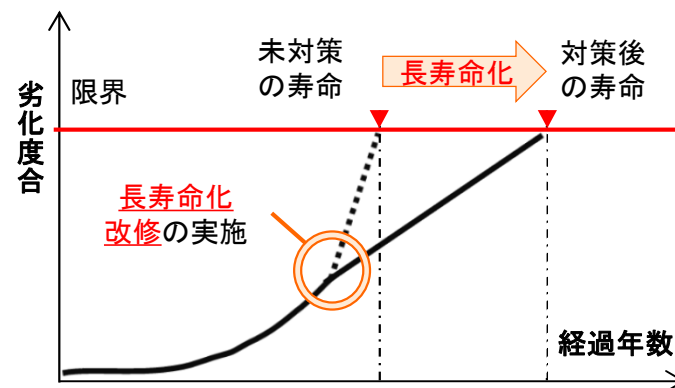
## 計画的な改修の実施

| 主な改修内容   | 部位の例        | 未措置の場合の問題点等                         |
|----------|-------------|-------------------------------------|
| 躯体の保護    | 外壁、防水、建具    | ・雨水浸入や漏水による躯体劣化 等                   |
| 防災設備     | 防火設備、中央監視設備 | ・防災機能の停止<br>・火災発生時の被害拡大リスク 等        |
| ライフライン設備 | 給排水設備、電力設備  | ・ライフライン機能の停止<br>・給排水設備からの漏水による躯体劣化等 |

(効果等)

建物の構造体は、ひび割れへの雨水浸入により、劣化が著しく加速

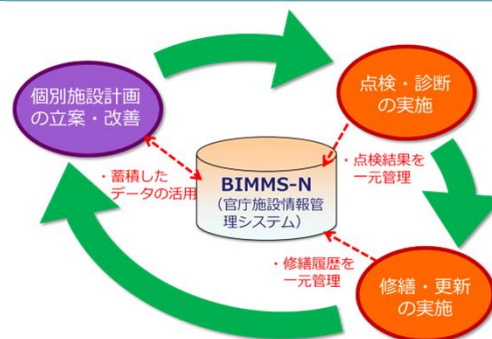
防水層、外壁、建具等の劣化防止により、ひび割れへの雨水浸入を防止



長寿命化の効果イメージ

## 「BIMMS-N」活用の促進

施設管理者が自ら施設情報を記録・蓄積することにより、**施設情報が見える化され**、計画作成や維持管理への**フィードバックが容易になる。**



官庁営繕部では、保全実態調査（毎年度実施）において各施設管理者がBIMMS-Nに入力した結果を活用し、**施設の長寿命化に資するよう、保全指導等**を実施

# ⑥再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

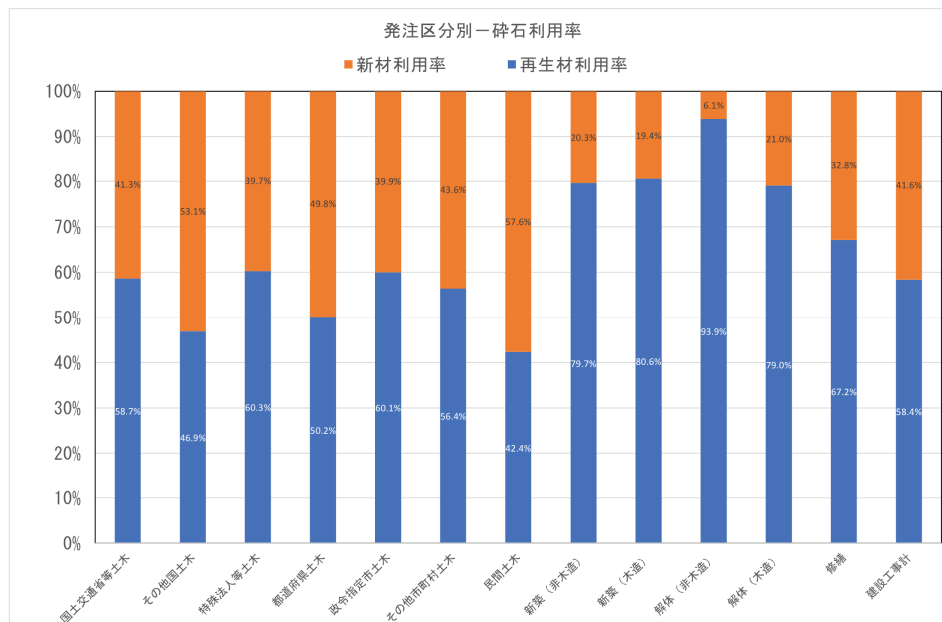
## ○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

一部の地域で滞留が懸念される再生クラッシュラン及びクラッシュラン(新材)の利用状況(用途、利用量、利用率など)や物流等を把握し、必要に応じて利用促進を図る。

### 取組事例

| 地域 | 取組概要                                                                                                                                                |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東 | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生クラッシュランなどの利用状況の整理・分析</li> <li>関東地整管内事務所、協議会構成機関（都県・特殊法人等）を対象に、再生砕石利用状況、新材砕石を利用せざるを得ない要因をヒアリング調査</li> </ul> |

### ■整理・分析事例



関東地域における発注区分別 砕石利用率

### ■ヒアリング調査事例

#### ＜ヒアリング調査より課題整理＞

- ＜再生砕石＞
  - 再生砕石が利用可能な用途で供給可能であれば、**原則再生砕石を利用**している（5機関）。
- ＜上層路盤材＞
  - 再生粒度調整砕石を製造する工場がないため、新材を利用している県・地域がある（茨城県、群馬県）。
  - 上層路盤材に再生材を利用している機関もある（首都高速道路）。
    - ⇒要求品質を満たす再生粒度調整砕石を製造する工場があれば、再生材を利用できる。
    - ⇒各都県産業資源循環協会と意見交換し、再生粒度調整砕石の製造可能性を探る。
- ＜その他新材利用要因＞
  - その他、新材砕石を利用している主な要因は**再生砕石製造工場での在庫不足**と考えられる（茨城県）。
    - ⇒地域によって在庫状況が異なる。非木造建築物の解体が少ない地域では、再生砕石の在庫が少ない。
    - ⇒茨城県では独自のシステムを活用し、周辺施設の在庫状況を把握することができる。
    - ⇒解体工事業者の協会より個別施設における再生砕石の保有量を定期的（ほぼ毎月）に情報提供され、出先機関へ情報提供されている事例もあった（長野県）。
  - 早期に調査が必要であり**災害復旧工事で新材砕石を利用したケース**も見受けられた（長野県）。
  - 割ぐり石は再生材による代替ができず、砕石とは役割が異なるため、再生砕石利用率の算定式から除外すべき、との意見があった。**再生材が利用可能な砕石に対する再生材利用割合を目標指標**とする（東京都）。

#### ＜課題に対する対応策（案）＞

- 割ぐり石を除いた再生砕石利用率を導入し、COBRISでの集計項目追加を行う（本省やJACICと要調整）。
- 再生砕石利用率の目標値を検討するとともに、各機関におけるチェックの実施（個別工事の着手段階・完了段階、発注部署や機関全体でのチェック）。
- 各県産業資源循環協会と上層路盤材に使用する再生粒度調整砕石の製造に関して意見交換会を実施し、可能ならば、各県リサイクル製品認定制度に登録（茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県）。
- 再生砕石の在庫状況を把握する（ツールとしてCOBRISを利用できないか検討する）。

# ⑦激甚化する災害への対応

## ○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進

災害時に発生する土砂等について、災害発生後速やかに、各地方の協議会事務局が中心となり、協議会構成機関等と調整を行い、廃棄物について適切な再資源化・縮減及び再生資材の利活用を可能な限り行う。また、平時より、災害発生時における廃棄物の対応方法について検討し、協議会構成機関等と情報共有を行う。

## 取組事例

| 地域  | 取組概要                                                                                                       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道 | 平成31年3月「北海道胆振東部地震により発生した倒木等の有効利用に関する協定」を締結し、復旧工事等において、「北海道開発局・北海道・厚真町」と「建設会社・製紙工場」による倒木等の有効利用を図るための取組を行った。 |

### ■北海道胆振東部地震により発生した被災木の有効利用について

○早期復旧に向けて、治山・林道や農政、建設が実施する復旧工事が円滑かつ効率的に実施できるよう、関係機関や協力事業者と連携し、道路・河川・農地などに流出した被災木等を有効利用する体制を構築し、平成31年3月7日に協定を締結。(令和元年9月より安平町参加)

#### ○事業の概要(右図)

- ・復旧工事発注者(道、国:北海道開発局、厚真町、安平町)が、被災木等を復旧工事現場から集積土場まで搬入・集積①し、協力事業者が集積土場から利用先まで運搬②。
- ・工事現場から土場までの搬出・集積経費は公共土木工事実施者が負担し、集積土場から利用先までの運搬経費は協力事業者の負担により対応。

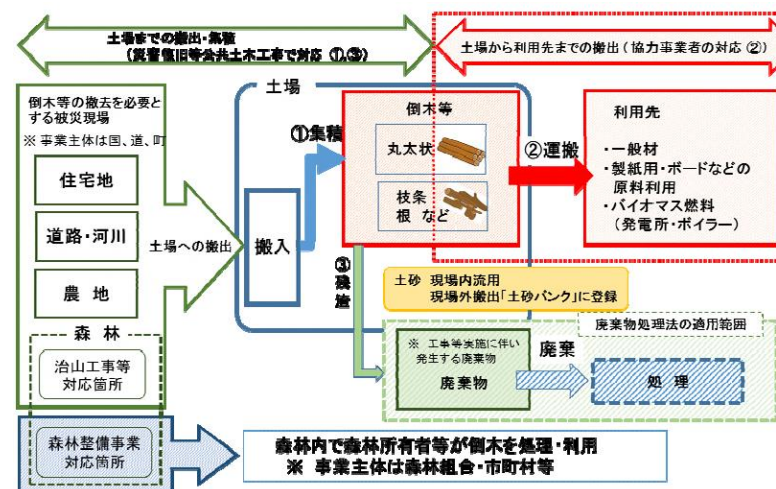


図:協定のスキーム



写真:集積土場の状況

#### ○被災木等の有効利用状況

- ・協定に基づき復旧工事現場から撤去した被災木等は、丸太や枝条・伐根等に分別して土場等へ集積後、丸太は主に製材(輸送資材)や製紙用チップ、枝条等は燃料や敷料に加工され、全量を有効に活用している。

※集積土場への推定搬入量(令和2年4月末時点、協力事業者への聞取り)＝94千m<sup>3</sup>(丸太:14千m<sup>3</sup>、枝条・伐根:80千m<sup>3</sup>)

## ⑧建設副産物のモニタリングの強化

### ○建設副産物に係る情報交換システムと電子Manifestの連携

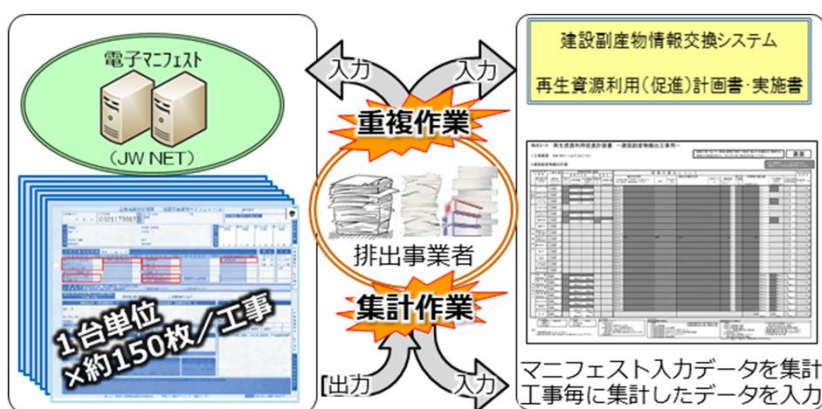
建設副産物に係る情報交換システムの改善、再生資源利用計画書・実施書及びManifest届出情報の活用により、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施する。また、民間工事における建設副産物に係る情報交換システムの利活用促進のため、システムへのデータインプット機能、システムからのデータアウトプット機能の拡張を検討する。さらに、公共工事の発注者の責任において、建設副産物にかかわる情報を入力・管理し、その意識の向上を図る。

### 取組状況

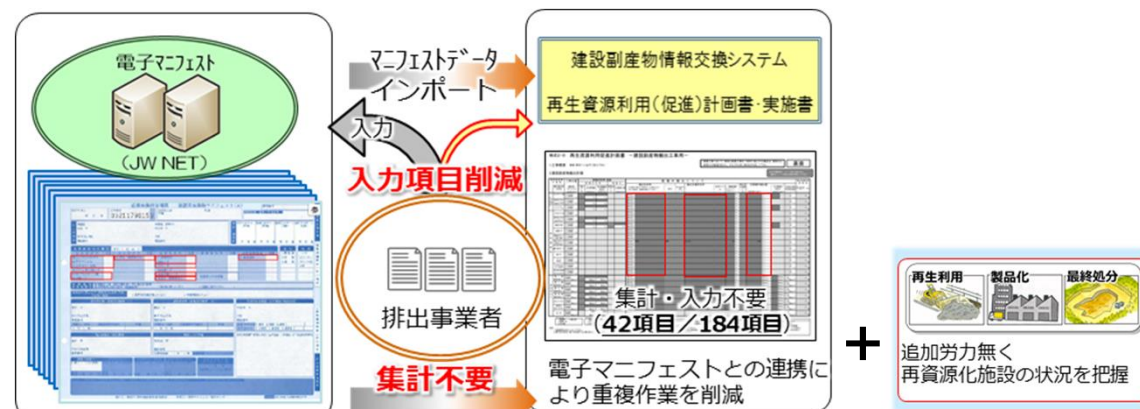
- データ入力等の効率化を図るため、電子Manifestデータを建設副産物情報交換システム(コブリス)に入力するための変換ツールを作成し、その変換ツールで作成された提出用ファイルを取り込みできるようシステムを改良。

#### ■連携による業務効率化、省力化

##### システム連携前



##### システム連携後



# ⑧建設副産物のモニタリングの強化

【継続、本省】

## ○建設副産物に係る情報交換システムの改善

民間企業も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物に係る情報交換システムの改善を促進し、モニタリングを強化する。

## 取組状況

○モニタリング調査の対象となるデータの抽出やチェック等に係るシステムの改良、また、登録作業の省力化や建設副産物実態調査に対応したシステムの改良を行い、モニタリングの精度向上に努めた。

### 建設副産物モニタリング調査の概要

○建設副産物モニタリング調査は、概ね5年に1回実施される建設副産物実態調査を補完し、建設副産物の再資源化率等の毎年の変化を把握することを目的に、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録された公共工事の情報等を用いて、2020（R2）年度※から実施している簡易調査。

※R2年度の調査結果は、R3年度に判明

#### モニタリング調査 調査対象

#### 建設副産物実態調査 調査対象

●建設副産物実態調査の調査対象のうち、市町村を除く公共工事※  
※徳島市、高松市、松山市、高知市及びその外郭団体の発注工事は含む

| 区分                            | 調査対象工事                                                                                                                                                 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共工事                          | 国土交通省直轄 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事                                                                                                                      |
|                               | 農林水産省直轄 地方農政局の発注工事                                                                                                                                     |
|                               | その他の国の機関 文部科学省、防衛省の発注工事                                                                                                                                |
|                               | 特殊法人等 国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事                                                                                                                         |
|                               | 都道府県・政令市 都道府県・政令指定都市及びその外郭団体の発注工事                                                                                                                      |
| 市区町村（政令市除く）                   | 東京23区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事                                                                                                                           |
| 民間公益工事（電力、ガス、電気通信、J R、大手私鉄各社） | 各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、J R、大手私鉄各社の発注工事                                                                                                                    |
| 民間工事（民間公益工事除く）                | 日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国軽体工事業団体連合会加盟の都府県軽体業協会、全国工務店協会、上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事（個人発注も含む） |

### 建設副産物モニタリング調査結果

○建設副産物モニタリング調査を2020（R2）年度以降、毎年実施。  
○全国的には、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率が2024（R6）年度の達成基準値を若干下回っているが、高い水準を維持。

| 対象品目           | 指 標      | 実施調査結果    | モニタリング調査結果 |          |          |  | 2024(R6)年度達成基準 |
|----------------|----------|-----------|------------|----------|----------|--|----------------|
|                |          | 2018(H30) | 2020(R2)   | 2021(R3) | 2022(R4) |  |                |
| アスファルト・コンクリート塊 | 再資源化率    | 99.5%     | 99.8%      | 99.8%    | 99.7%    |  | 99%以上          |
| コンクリート塊        |          | 99.3%     | 99.7%      | 99.7%    | 99.4%    |  | 99%以上          |
| 建設発生木材         | 再資源化・縮減率 | 96.2%     | 98.3%      | 98.6%    | 98.0%    |  | 97%以上          |
| 建設汚泥           |          | 94.6%     | 99.0%      | 97.3%    | 95.5%    |  | 95%以上          |
| 建設混合廃棄物        | 排出率      | 3.1%      | 0.9%       | 1.5%     | 1.2%     |  | 3.0%以下         |
| 建設廃棄物全体        | 再資源化・縮減率 | 97.2%     | 98.3%      | 97.6%    | 97.4%    |  | 98%以上          |
| 建設発生土          | 有効利用率    | 79.8%     | 81.2%      | 86.7%    | 84.7%    |  | 80%以上          |

○建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は、2018（H30）年度の建設副産物実態調査結果と比べると、上回っており、高い水準を維持。  
○モニタリング調査からは、再資源化率等の大幅な減少は確認されていない。  
○2024年度実施予定の建設副産物実態調査も踏まえ、引き続き実態を分析。

## ⑧建設副産物のモニタリングの強化

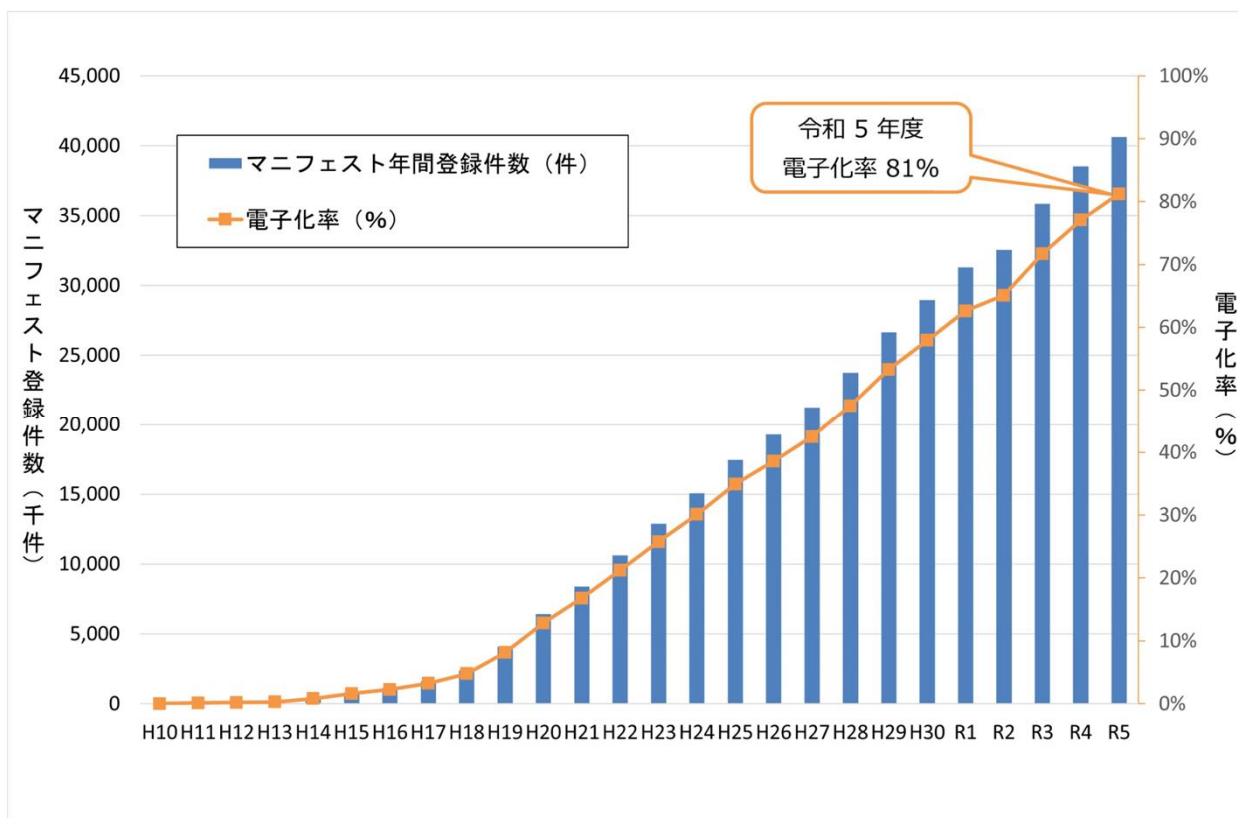
### ○電子マニフェストの普及

建設工事における産業廃棄物の取り扱いの透明性を確保するため、電子マニフェストの普及を促進する。

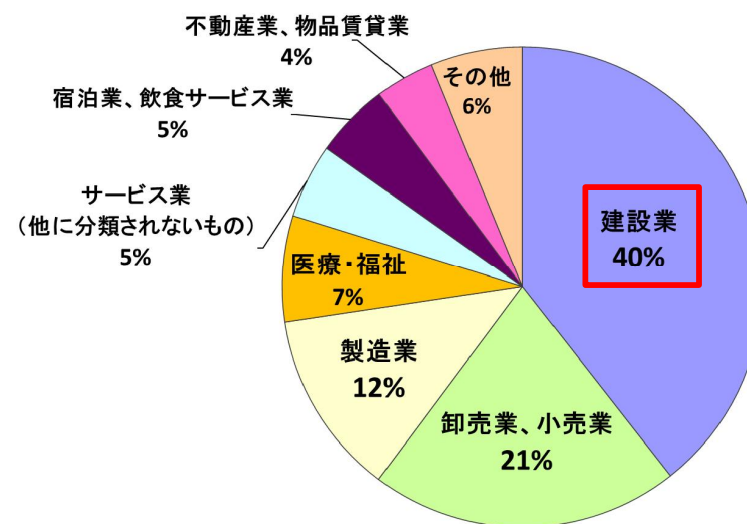
### 取組状況

○ 建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携に伴うデータ入力等の効率化により、電子マニフェストの普及を促進。

■電子マニフェスト登録件数及び電子化率



■登録件数の業種別割合 (R5年度)



# ⑨建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

## ○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

建設発生土については、発生元から最終の搬出先までは多数の受入地や業者を経由することから、その移動の実態把握は困難である。一方で、その実態把握は建設発生土の不適切な取扱いの抑制等にも資する可能性があり、移動の経路を正確に追跡し、実態を把握することは重要である。このため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までの経路を正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

## 取組状況

- 建設発生土の発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムについて、直轄工事において試行を実施。

### ■直轄工事における試行

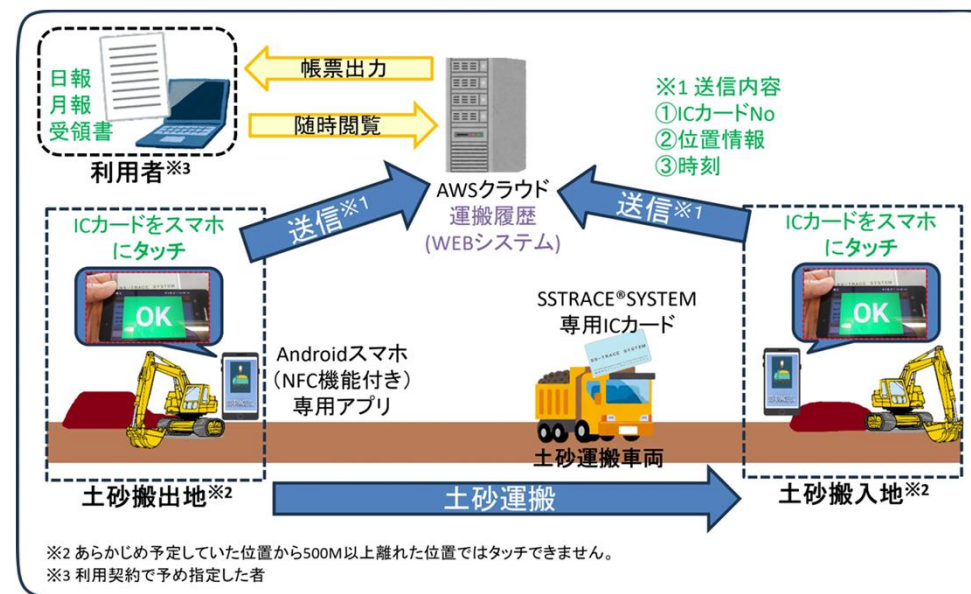
(件数)

|       | 関東 | 中部 | 近畿 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|
| 令和2年度 | 1  | 1  | 2  | 4  |
| 令和3年度 | 2  | 3  | 2  | 7  |
| 令和4年度 | 0  | 0  | 1  | 1  |
| 令和5年度 | 0  | 0  | 1  | 1  |
| 合計    | 3  | 4  | 6  | 13 |

効果検証・課題抽出

コブリス・プラスとの連携など機能拡充の検討

### ■建設発生土のトレーサビリティシステムの例



# ⑩広報の強化

## ○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み

建設汚泥、再生クラッシュラン（再生骨材コンクリートへの利用も含む）の官民における利用等を促進するため、先進的な利用事例やその品質確保方法を収集し、広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。

## 取組状況

- 建設リサイクルの更なる普及と促進にむけて、関係者（工事発注者、建設工事施工者等）の意識啓発と建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進及び一般社会に向けての建設リサイクル活動の取り組み等のPRを目的に「建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催。
- 建設発生土、建設汚泥処理土、再生骨材コンクリートの利用促進を図るため、自主的にその利用量が多い工事事業者または工事元請業者を表彰する「建設資源循環利用促進賞」を2019年度に創設。2023年度に建設発生土土質改良土を表彰対象に追加。

### ■建設リサイクル技術発表会・技術展示会

《2024建設リサイクル技術発表会》

- 基調講演：国土交通省  
『循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について～建設リサイクルの高度化～』
- 特別講演：京都大学大学院 加藤智大助教  
『建設発生土のリサイクルによるCO2削減効果の算定』
- 技術発表
  - ・『テールアルメ工法の長寿命化に向けた維持管理』ヒロセ補強土株式会社
  - ・『バイオマス灰の大量有効活用技術』株式会社安藤・間
  - ・『万能土質改良機による建設発生土再利用システム』株式会社オクノコトー
  - ・『鴻池組の建設ICT・低炭素技術』株式会社鴻池組
  - ・『土質改良技術で質を重視した建設発生土のリサイクル・適正利用』  
(一社) 全国建設発生土リサイクル協会

《2024建設リサイクル技術展示会》

- 出展者：12者

### ■建設資源循環利用促進賞

《表彰実績（2019年度～2024年度）》

- ・建設発生土：6件
- ・建設汚泥処理土：10件
- ・再生骨材コンクリート：4件
- ・建設発生土改良土：2件

2024年度建設資源循環利用促進賞授賞式



建設発生土の有効利用に関する取り組み

建設発生土の官民マッチング有効利用システムの参画民間企業を増やすため、システム及び利用事例を広く周知するとともに、地方毎の成立件数等を提示することにより、関係者の意識・モチベーション向上を図る。また、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱い、評価手法について普及促進を図る。

取組状況

- 工事間での建設発生土の有効利用を促進するため、「建設発生土情報交換システム」「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を活用。利用拡大に向け、令和4年度にPRパンフレットを作成し、周知。
- 建設発生土の工事間利用等に関する個別工事での取組事例等を整理し、事例集として国土交通省HPに公開。
- 建設副産物リサイクル広報推進会議の主催で「建設発生土の適正な管理に関する講習会」を開催。

建設発生土の有効利用促進に向けた取組

1. 建設発生土情報交換システムの利用促進

○ 公共工事間での建設発生土の有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。

2. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの利用促進

○ 公共工事(官)と民間工事(民)の間での建設発生土を有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。H27年度から実施。

3. 建設発生土の利活用事例集の作成・公表

- 建設発生土の工事間利用等に関する個別工事での取組事例を整理。
- また、地方公共団体独自の建設発生土の利用調整の取組事例も整理。
- 以上をまとめて、事例集として国土交通省HP上でR4.12 公開。R6.4 更新。

4. 建設発生土の保管場所一覧の公表

○ 全国の都道府県・指定市を対象に、建設発生土のストックヤード・土質改良プラント・受入地の実態調査を行い、公表可能な箇所について、その利用形態や所在地を整理した一覧表を作成し、各地方整備局等のHP上でR5.1、公開。R6.4 更新。

建設発生土の適正な管理に関する講習会

《過年度開催状況》

- ・ 令和4年度：東京で開催(156名)
- ・ 令和5年度：3会場(東京、名古屋、大阪)で開催(340名)



《令和6年度》

プログラム

- ① 建設発生土の有効利用等の取組
- ② 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等について 等

|           |    |                     |
|-----------|----|---------------------|
| 11月1日(金)  | 広島 | 広島市南区民文化センター        |
| 11月8日(金)  | 仙台 | トークネットホール仙台         |
| 11月15日(金) | 東京 | 全日通霞が関ビル(全日通労働組合)8F |



# ⑩ 広報の強化

## ○関係者と連携した取り組み

関係者との連携強化を図り、建設業における廃プラスチックの現状把握、質の高い建設リサイクルに係る先進事例等の情報収集・発信、不法投棄や不適正処理抑制のための指導・監督の徹底、石綿含有成形板等やCCA処理木材※1、PCB※2廃棄物等の適正処理の周知・徹底等を行う。

※1 木材の防腐・防蟻を目的として CCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)を木材内部に加圧注入処理した木材。なお、CCA は、クロム (Cr)、銅 (Cu)、ヒ素 (As) を含んだ、クロム化ヒ酸銅 (chromated copper arsenate) の頭文字を取ったもの。

※2 ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyl)またはポリクロロビフェニル(polychlorobiphenyl)の略

## 取組状況

- 各地域建設業協会と建設マニフェスト販売センターが主催する「建設廃棄物の適正処理に関わる講習会」について、建設副産物リサイクル広報推進会議が協賛して実施することで連携。
- 建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法・処理方法等についての情報を、建設副産物リサイクル広報推進会議のHPへ掲載することで、建築物の解体等に伴う有害物質等の適正処理の周知・徹底を図っている。

### ■ 広報推進会議HPで情報提供



建設副産物リサイクル 広報推進会議ホームページ

やさいい建設リサイクル 一般の方へ

HOME > 啓発普及活動 > 講習会

建設廃棄物の適正処理に関する講習会

令和6年度建設廃棄物適正処理講習会＜実務者向けの基本的な内容＞ 下期開催案内

標記講習会を下表に示す日程及び場所で開催します。

【講習内容】

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【主催】 | 開催地の建設業協会<br>建設マニフェスト販売センター                                                                            |
| 【共催】 | 建設六団体副産物対策協議会(注)<br>(注)建設六団体副産物対策協議会の構成団体は、建設マニフェスト販売センターのホームページ内「 <a href="#">センターの紹介</a> 」を参照してください。 |
| 【協賛】 | 建設副産物リサイクル広報推進会議                                                                                       |
| 【内容】 | 建設廃棄物の適正処理について＜実務者向けの基本的な内容＞                                                                           |

### ■ 建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（パンフレット）



建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い

画像をクリックすると旧データをダウンロードできます

目次 ● CONTENTS

- 1 石綿含有吹付け材【レベル1】
- 2 保温材・耐火被覆材・断熱材【レベル2】
- 3 その他石綿含有建材（成形板等）【レベル3】
- 4 PCB（ポリ塩化ビフェニル）
- 5 PCB含有シーリング材
- 6 ダイオキシン類（廃棄物焼却施設解体）
- 7 鉛・カドミウム（鉛蓄電池・ニカド電池）
- 8 フロン（冷凍機・空調機）
- 9 ハロン（消火設備）
- 10 水銀（蛍光灯・水銀灯）
- 11 臭化リチウム（吸収式冷凍機）
- 12 クロム、銅、砒素化合物（CCA処理木材）
- 13 砒素・カドミウム（砒素・カドミウム含有石膏ボード）
- 14 建築用断熱材等
- 15 残存物品

# 11 新技術活用促進

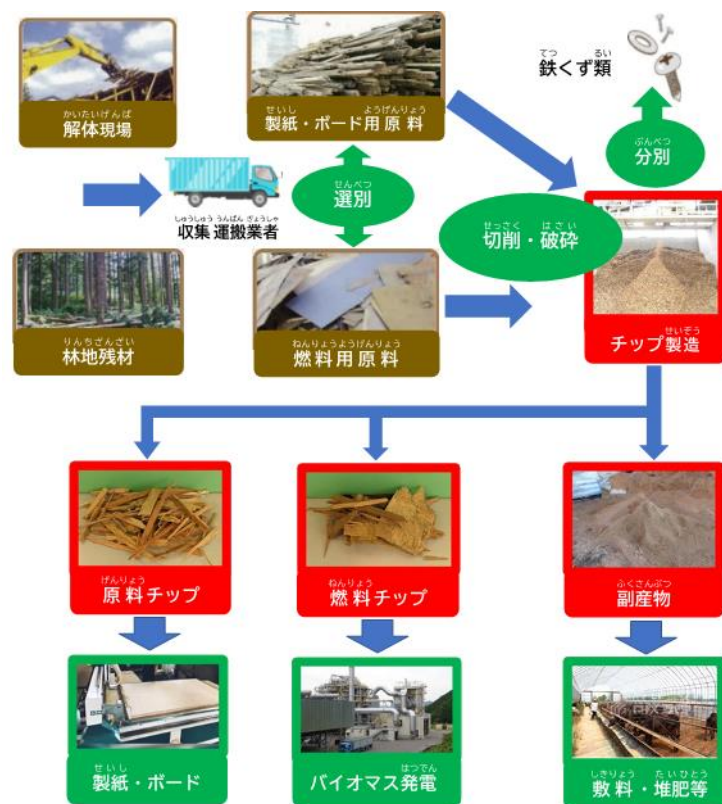
## ○建設発生木材のカスケード利用の促進

建設発生木材の潜在的な資源価値に着目しながら、関係者も含め、カスケード利用※を促進する。

※ 例えば、建設発生木材の場合、製紙用のチップ等原材料としての利用や土壌改良材等への利用を行った上で、さらに、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用するなど、資源を段階的に最大限利用すること。

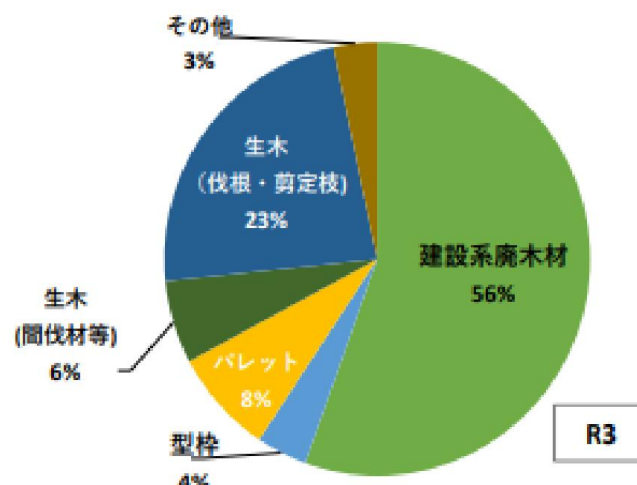
## 取組状況

○ 中間処理施設で選別された梁や柱などは、ボードや紙などのマテリアル利用、その他は化石燃料の代替燃料として有効に活用されている。



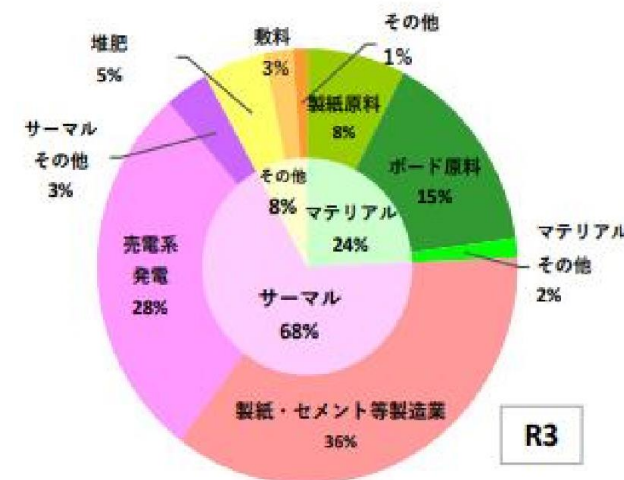
## 【品目別取扱い】

〔解体現場等からチップメーカーに搬入される材を指す〕



## 【需要先取扱い】

〔チップユーザーへ納入するチップの用途を指す〕



生産会員実態調査における品目別／需要先取扱い(2021年 全木リ連調べ)

# ⑪新技術活用促進

## ONETISの活用

NETIS※の活用を通じ、再生資材に関する技術等の建設リサイクル分野における新技術の活用を促進することにより、民間事業者等による技術開発の促進を図る。

※ 新技術情報提供システム(New Technology Information System)。民間企業等により開発された新技術に係る情報を、共有及び提供するためのデータベース。

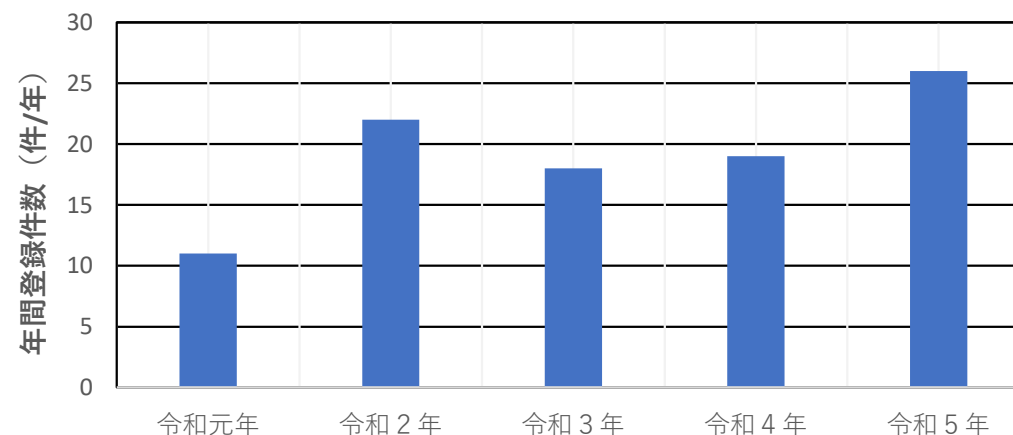
## 取組状況

- NETISの検索機能の一つであるキーワード検索内にリサイクルの項目を作成し、リサイクルに関連する新技術が活用されやすいようシステムを作成している。
- 上記の取組もあり、リサイクルに関連する新技術は年間20件程度登録されている。(令和7年1月現在、165技術がNETISに登録。)
- 令和5年度より新技術の活用を更に促進することを目的として、直轄土木工事におけるNETIS登録技術等の活用を原則義務化しているため、今後さらなるリサイクル技術の活用が期待される。

NETISのトップページ <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>



キーワード検索に「リサイクル」の項目を追加し、NETIS内のリサイクルに関する技術が容易に検索できるよう検索機能の強化を実施



リサイクルに関連する新技術のNETIS年間登録件数の推移

# 11 新技術活用促進

## ○試験研究に対する取り組み

建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行う。

## 取組状況

- スタートアップ等の技術研究開発に対する補助金、税制優遇等の支援を実施しており、建設リサイクル等に資する研究テーマについても支援を行っている。

## SBIR建設技術研究開発助成制度

### 【概要】

建設分野の技術革新を推進していくため、国土交通省の所掌する建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を研究者から広く公募する競争的研究費制度。優秀な提案に対して補助金（建設技術研究開発費補助金）を交付。

### 【これまでの採択課題例】

- ・泥土リサイクル技術の開発
- ・建材の無害化技術の開発                      等

### ＜参考ページ＞

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000121.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000121.html)

## 研究開発税制（主管：経済産業省、共管：国土交通省含む10省庁）

### 【概要】

我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持、拡大をすることにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的とした税制

- ・研究開発を行う企業は、法人税額の25%を上限に試験研究費の額の1～14%を控除
- ・上記に加え、試験研究費の割合が10%以上の場合、2者以上が関わる共同試験研究等を行う場合などには、控除率や控除上限の上乗せ措置が適用

### ＜参考ページ＞

国土交通省HP：[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000127.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000127.html)